

報告事項（４）

第 8 次静岡県保健医療計画の中間見直し

(医療局医療政策課)

1 要旨

「第 8 次静岡県保健医療計画」(平成 30(2018)年度からの 6 年間)について、令和 3 年度に中間見直しを実施した。

2 計画の位置づけ

- ・医療法に基づく、県の医療提供体制の確保を図るための計画
- ・静岡県総合計画の分野別計画で、本県における保健医療施策の基本指針

3 計画の期間

平成 30(2018)年度から令和 5(2023)年度までの 6 年間(中間年で見直し)

※令和 2 年度が中間年であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、見直し期限の延長が国より通知されたため、令和 3 年度に医療計画の中間見直しを行った。

4 計画の概要

項目	内 容	
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・病床の機能分化・連携の推進による「効率的で質の高い医療提供体制の構築」 ・在宅医療・介護の充実による「地域包括ケアシステムの構築」 ・地域における医療及び介護の総合的な確保 	
主な内容	2 次保健医療圏	入院医療の提供体制を確保するための一体の区域として、県内 8 医療圏を設定
	医療連携体制の構築	6 疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、肝炎、精神疾患)、5 事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療)及び在宅医療に係る連携体制

5 中間見直しのポイント

項目	内 容
見直し視点	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指針等を踏まえた見直し ・関連する他計画・法改正との整合等、本県の現状を踏まえた見直し ・新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえた感染症対策の見直し
見直し項目	<ul style="list-style-type: none"> ・6 疾病、5 事業、感染症対策、医療従事者確保対策 他 ※「在宅医療」・「認知症」・「地域リハビリテーション」の 3 項目については、静岡県長寿社会保健福祉計画の改定に合わせ、令和 2 年度に中間見直しを先行して実施。